

作成日・更新日	更新内容
令和 6 年 4 月 1 日	作成
令和 6 年 5 月 10 日	更新

法人名	仁愛株式会社	種別	放課後等デイサービス
代表者	李春紅	管理者	廣岡美咲
所在地	滋賀県湖南市石部 東 1 丁目 3-6 グラ ンドール壱番館	電話番号	0748-69-6592

1. 平常時の準備

BCP 計画の策定方針

予防初動対応	役割分担に従い行動する。利用者と職員の安全と安心を最優先に確保する。
発動とその後の活動	被災状況を踏まえて対応を発動する。 ①情報収集等の災害対応 ②重要業務の継続 ③地域との連携。共助は可能な範囲で行う。
職員の参集	①大災害の場合は、職員は原則全員集合とする。
非常時の備蓄	毎年、（ 30 ）日等に使用期限などの確認、更新をする。
事業継続計画の見直し	①災害体験、新たな防災情報等をもとにその都度見直し、改定する。 ②訓練や職員体制の変更等も踏まえて、年 1 回見直し改定する。

災害想定の把握

・湖南省防災マップ等を活用して自分の事業所の災害リスクを把握します。地震、火災、河川氾濫、土砂災害、湖岸近くの場合は液状化のリスクについて記載してください。液状化に関しては地震が起きた場合に琵琶湖岸で起きることが想定されています。

地震	最大震度（ 6 強 ）の想定
火災	出火及び周辺からの延焼リスク
河川氾濫	浸水（ 1.0~2.0 ）メートルのリスク
土砂災害	警戒区域・特別警戒区域
液状化	琵琶湖西岸での地震発生の影響で 0~1 で液状化リスクあり

・風水害に関しては大津市ハザードマップを参照してください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1223/g/bosai/map/karte/index.html>



・琵琶湖西岸断層帯地震で震度 7 が発生した場合

(滋賀県が平成 26 年 3 月に策定した滋賀県地震被害想定より抜粋)

道路	揺れ、液状化、がけ崩れなどにより、県内で約 700 箇所の道路被害が発生。名神高速道路、京滋バイパス、琵琶湖大橋、近江大橋については、地震直後から緊急点検のため通行止め（仮定） 国道 1 号、国道 161 号（西大津バイパス）、国道 367 号等についても、県境付近の山間部崩土・事故等により通行不能となり、京阪神方面との交通は一時完全に途絶（仮定）。大津・南部・高島地域・京都府東部では広域的な停電が発生し、非常用電源設備の整備されていない信号機・道路情報掲示板が停止、地域内道路交通が麻痺して大渋滞。大津地域等の市街地内で立ち往生する車両が放置され更なる通行支障。被災地域内の主要幹線道路ならびに市街地細街路で多数の通行不能箇所が発生し、消防・警察による消火・救急・救出活動は著しく困難。各道路管理者は施設点検を図るが現場到達困難。
鉄道	在来線等では、輸送指令の指示を受け、滋賀県全域で全ての列車が停車。軌道変位、電化柱の折損、架線の断線、橋梁やトンネル坑口付近の被害等により、琵琶湖線・湖西線等を中心に J R 在来線では 360 カ所、新幹線では 20 カ所の被害。京阪電気鉄道・近江鉄道・信楽高原鐵道でも合計約 100 箇所で被害が発生、運行不能。平日の夕刻等、乗車率の高い時間帯では、県内の停止列車内乗客は約 19,000 人。 軌道被害、停電の状況により運行再開の目途は立たず、代替輸送の即時手配も不可能。乗客は、運転士・車掌の判断・誘導により、列車待機もしくは線路上を徒歩で移動して駅または周辺施設に移動。好天時には、JR 在来線、私鉄各線乗客の大部分が 20km 圏内の自宅等へ徒歩で帰還、ただし悪天候時には、停止車両または沿線施設で夜を明かすことになる。
水道	当日は市内の 8 割が断水。翌日も 8 割、1 週間後で 6 割、1 か月後で 1 割。2 か月後でほぼ復旧。
電気	当日は市内の 9 割が停電。翌日で 7 割、2 日目で 4 割、7 日目でほぼ復旧。
通信	大津・南部・高島地域で大規模停電、非常用電源設備を有しない個人宅・事業所では、固定電話、F A X 等は使用不能。 地震発生数時間後には、滋賀県、京都府の地域で安否確認等により通話が激増、通信システムの完全機能喪失を防止するための発信・受信規制措置により通信困難。パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生
避難所生活	1 日後で 3 万 2 千人、3 日後で 4 万 3 千人、1 週間後で 5 万 4 千人、1 か月後で 1.7 万人

避難場所・避難所の把握

地震の場合

	場所	避難方法
事業所内	玄関前スペース	・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は靴を履く
避難場所	石部小学校グラウンド	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・事業所内に残された人が居ないか、大声で確認しながら避難する。 ・持ち出し袋は忘れずに
避難所	石部文化ホール 石部軽運動場 石部小学校 石部コミュニティセンター 石部保健センター 石部保育園 いしべ交流センター 京進のようちえん HOPPA 石部	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・事業所内に残された人が居ないか、大声で確認しながら避難する。 ・持ち出し袋は忘れずに

河川氾濫の場合

	場所	避難方法
事業所内	玄関前スペース	・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は靴を履く。

避難場所	第1 避難場所：石部文化ホール 第2 避難場所：石部軽運動場	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・事業所内に残された人が居ないか大声で確認しながら避難する。 ・持ち出し袋は忘れずに
避難所	石部文化ホール 石部軽運動場 石部小学校 石部コミュニティセンター 石部保健センター 石部保育園 いしべ交流センター 京進のようちえん HOPPA 石部	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・事業所内に残された人が居ないか大声で確認しながら避難する。 ・持ち出し袋は忘れずに

土砂災害の場合

	場所	避難方法
事業所内	玄関前スペース	・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は靴を履く。
避難場所	第1 避難場所：石部文化ホール 第2 避難場所：石部軽運動場	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・事業所内に残された人が居ないか、大声で確認しながら避難する。 ・持ち出し袋は忘れずに
避難所	石部文化ホール 石部軽運動場 石部小学校 石部コミュニティセンター	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。

	石部保健センター 石部幼稚園 いしべ交流センター 京進のようちえん HOPPA 石部	・事業所内に残された人が居ないか大声で確認しながら避難する。 ・持ち出し袋は忘れずに
--	--	---

避難のタイミングについて



避難レベルに応じた対応の検討

警戒 レベル	警戒 レベル 1	警戒 レベル 2	警戒 レベル 3	警戒 レベル 4	警戒 レベル 5
自治体避難情報			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
防災気象情報	早期注意情報	大雨洪水注意報 強風注意報 氾濫注意情報	大雨洪水警報 強風注意報 氾濫警戒情報	大雨洪水警報 暴風警報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	大雨特別警報 暴風警報 氾濫発生情報 土砂災害警戒情報
地震		震度 4	震度 5 弱以上	震度 5 強以上	震度 6 以上
放課後等デイ	通常実施	通常実施	スタッフは勤務、支援は保護者と相談、面談・契約は停止	スタッフの出勤も支援もすべて停止	スタッフの出勤も支援もすべて停止

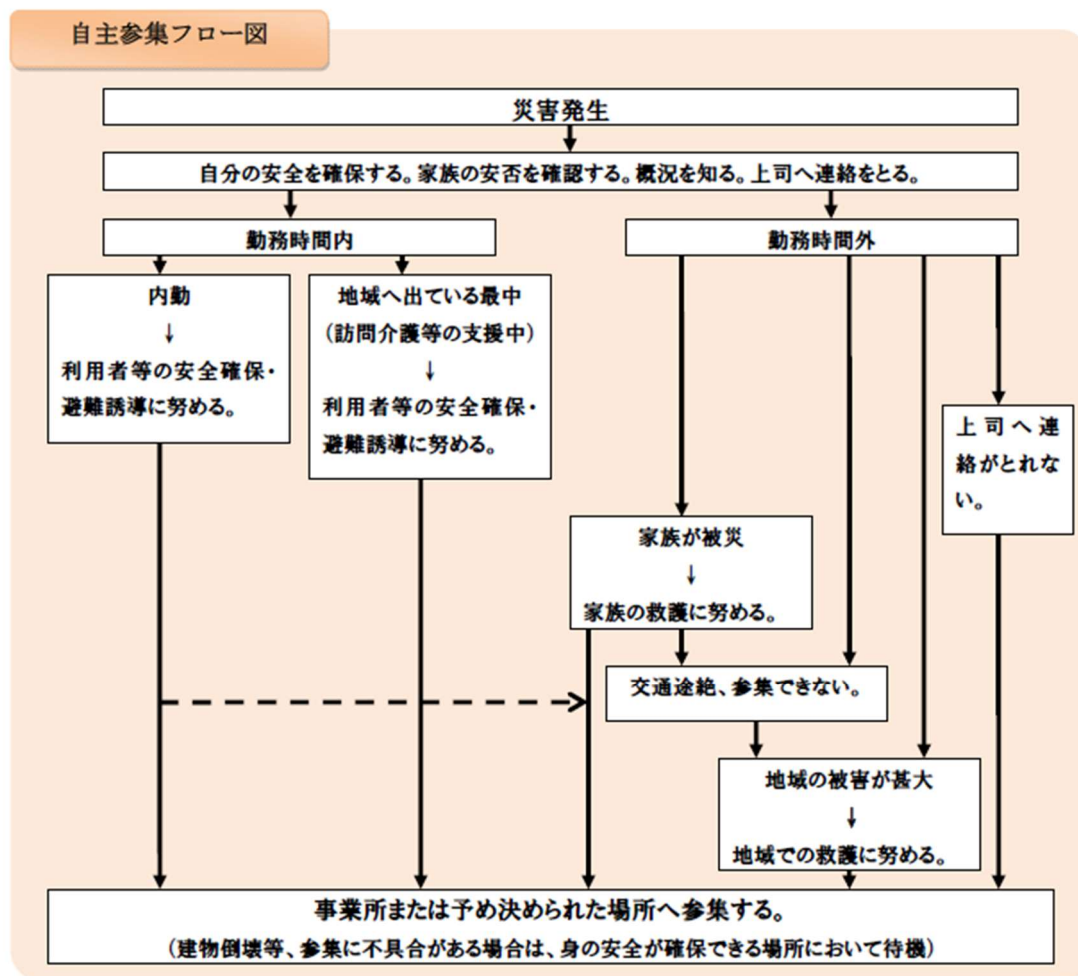
職員の参集基準

参集基準は警戒レベル 3 以上で設定をする。

配置基準	時間帯	管理職		正規職員・契約職員（パート）	
種類		参集・待機	行動	参集・待機	行動
警戒 3	勤務時間内	職場待機	（必要時に） 一度は参集し、今後の対応を協議し 自宅待機・緊急連絡指示	職場待機	情報収集
	勤務時間外（休日）	自宅待機		自宅待機	
警戒 4	勤務時間内	職場待機	（必要時に） 今後の対応を協議・緊急連絡指示	職場待機	情報収集
	勤務時間外（休日）	必要に応じて職場参集		自宅待機	
警戒 5	勤務時間内	職場待機	今後の対応を協議し自宅待機・緊急連絡指示	職場待機	情報収集・施設 近隣住まいの参集できる職員は 指示があれば参集
	勤務時間外（休日）	職場参集	職場の安全確認・職員の 安否確認・指示	自宅待機	参集できる準備 態勢を整え、指示があれば参集

以下のような状況の場合は、無理に出勤する必要はないものとします。

- 自身または家族が負傷して救助を待つ場合
- 自宅が被災した場合
- 浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合



- 2 -

『介護サービス事業者のための災害対応ガイドライン しだ介護サービス事業者協議会』

災害時の連絡網（利用者名簿・職員連絡網）の整備

①利用者

利用者の安否情報については、別紙の緊急連絡表で連絡する。

別紙※4：緊急連絡表

別紙※3：利用者状況確認票

②職員

職員についても別紙の緊急連絡網で連絡をする

別紙※5：緊急連絡網

別紙※2：職員状況確認票

緊急連絡網が繋がらない場合はグループ LINE を活用する

建物設備の確認

災害時に損壊や転倒、飛散が起これないように、別エクセルの「施設、設備の点検リスト」を作成し、1年に一度点検します。

・倒壊防止等防災対策については以下のようなものがあります。

◎建物の耐震化 新耐震基準が制定された1981年（昭和56）年以前の建物の場合は、耐震補強を検討しておきましょう。

◎家具等設備品の転倒防止：家具等の固定、備品上に物を置かない、転倒防止グッズの活用

◎ガラスの飛散防止：ガラス飛散防止シートの活用

◎避難経路をふさがない家具等の配置

また、利用者宅を訪問した際には、寝室等の防災対策や環境整備について助言、を行うことも利用者を守る大切な役割です。

災害用備蓄の準備

・非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じ非常食糧、衛生用品、日用品等を備蓄する。別紙※1の備蓄品リストを作成し、都度点検をする。

・従業者1人に対し、最低3日分が目安です。保管場所は災害被害が及ばない場所に設定します。（飲料水1日3リットル、食料1日3食、簡易トイレ1日5回分）

・消費期限や賞味期限がある備蓄品については期限切れが起きないように定期的な棚卸しを行い、期限が近付いた非常食は平時の調理で消費して、消費した分を買い足すようにしましょう。また、訓練時に非常食を使って実際に食事をとってもらい、普段から慣れておくことも大切です。

災害時に備え連携する関係機関

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
石塚内科クリニック	0748-58-0025	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
湖南省役所障害福祉課	0748-71-2364	市役所の障害福祉課
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3541	滋賀県の障害福祉課

BCP の運用管理

研修は年 1 回以上、訓練は、施設は年 2 回以上の実施が義務付けられています。また、研修や訓練終了後は意見交換で改善点や見直すべきポイントを把握する。

①基礎学習と訓練

	種類	内容	対象者	実施回数	実施時期
	防災関連学習	災害時の対応方法の理解 BCP 計画の共有	職員	年 1 回	9 月
	防火・救命の学習	救命救急 通報練習	職員	年 1 回	9 月
	避難訓練	地震、大雨、河川氾濫、土砂災害の避難訓練 避難所・避難場所の確認	職員	年 2 回	5 月 7 月
	緊急連絡 引き取り訓練	連絡訓練 引き取り訓練	職員	年 1 回	9 月
	備蓄確認	備蓄確認	職員	年 1 回	12 月
	法人連絡訓練	法人連絡網	職員	年 1 回	9 月
	地域対応訓練	地域からの避難者への避難場所や避難所の案内	職員	年 1 回	7 月

・重度の障害のある人や自閉症の人には、実際に災害が発生したときどのような対処をするか、訓練を重ねながら一人ひとりの特性を把握します。そこから災害時の対応をどの程度理解しているか判断し、事前に対応策を考えておきます。

・避難訓練の中では特に、避難場所や避難経路、連絡方法、避難基準等の妥当性について確認するとともに、自力で避難が困難な利用者に対する避難・救出方法を確認します。

更新方法と更新履歴

BCP は毎年更新をして、更新した内容を職員間で共有を行います。

担当者：

情報源	検討対象	実施時期
人事異動・備蓄品情報	職員リスト、備蓄リスト	4月、10月
訓練や学習での気づき	計画の方針、行動手順の改善、次回訓練のテーマ	研修や訓練実施後
自治体等の災害危険度指標情報や周辺環境の変化	計画の方針、行動手順	訓練時
災害発生後		災害発生後

2. 初動対応

災害時行動指針

- ①守る：利用者・職員の安全を守る
- ②逃げる：安全な場所へ、安全な方法で逃げる
- ③判断する：状況に応じてその場でできることを判断する。

初動対応時の防災組織

防災組織の担当と任務

担当	主担当者名	人数	任務
防災隊長	廣岡	1	最終意思決定・支持
防災副隊長	森田	1	隊長補佐。代行
通報連絡担当	児童指導員	2	情報収集 記録 消防救急への通報 家族への連絡 法人や行政に連絡
安全防護担当	児童指導員	2	事業所被災状況及びライフラインの確認
初期消火担当	発見者	3	初期消火
応急処置担当	発見者	3	負傷者に対する応急処置
避難誘導担当	児童指導員	3	災害・出火時の避難者誘導

			負傷者及び逃げ遅れの確認
--	--	--	--------------

災害が起きた時の対応

①火災が起きた時の対応

項目	対応方法
火災を知らせる	発見した場合は、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。自動火災報知設備が作動した場合は、受信機が示す地区表示灯の場所と警戒区域一覧図を照合して確認し、現場に駆けつける。また、現場に急行する際は、消火器、懐中電灯、マスターキーを携帯する。
通報する	火災を発見したら、直ちに 119 番通報を行う。 通報するときは、火災発生現場の位置と目標及び火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。
初期消火	消火器等で燃えているものに向けて消火する。但し、天井に届くようになった時は避難する。
避難誘導	（１）避難方法 ①職員が各室を回り口頭で避難誘導を行う。 ②火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。 （２）避難状況の確認 屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正確に確認する。逃げ遅れた者がいないか確認する。
被害状況の確認	避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。 ケガ等に関しては応急的な措置を施しつつ、病院での受診・診療等が必要と思われる者については病院へ搬送を行う。
消防隊への情報提供	現場に到着した消防隊に「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた職員及び利用者」、「施設の構造」等の情報を提供する。

②地震災害が起きたときの対応

項目	対応方法
揺れを感じたら	・地震発生から揺れが収まるまでは、自分の身を守ることを優先する。(机やテーブルの下に隠れる) 又は、壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。慌てて外に飛び出さない。エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、止まった階で降りる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ。 ・車両を運転中に大きな揺れを感じたときは、慌ててハンドルから手をはなしたり、急ブレーキをかけたりすることは危険です。しっかりとハンドルを押さえ、徐々にスピードを落とすようにしてください。それからハザードランプを点灯させるなど周囲の車両に注意をうながし、安全を確認してからゆっくりと減速して道路の左側へと車両を移動させることを考えましょう。車両を停止させても、慌てて車外に飛び出すと危険な場合があります。まずは揺れがおさまるまで車外に出ず、そのまま車内に待機します。
揺れが治まった ら（安全確保等）	大きな揺れが治ったら、職員は、利用者が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置を速やかに行う。 ①避難経路の確保 i) 戸が閉まらないように近くにあるものを挟み込む。 ii) ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。 ②出火防止のための措置 i) 直ちに火元の点検をする。 ii) 電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。 ③施設内の安全確保 i) 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。 ii) 負傷者がいたら救急処置をとり、必要に応じて応援を求める。 iii) 建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待機する。 iv) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、ロープを張って

	立ち入りを禁止する。 v) 給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。 vi) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。 vii) エレベーターを使わない。 VIII) 地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、施設内であっても、必ず靴を履いて行動する。
利用者・従業員の安否確認等	利用者の安否確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどの確認を行う。
情報収集・安全確認	(1) 地震被害についての情報収集 地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで当該施設の安全性を判断する。 (2) 利用者等への情報提供 ①余震等による建物倒壊の心配がなければ、冷静な対応を指示する。 ②利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。
避難	建物内にとどまることが安全かどうか判断し、本格的な避難を開始する。余震が起きても、慌てず正しい情報に従い行動する。 (1) 避難の決定 施設の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して、避難の要否及び避難先（施設内・施設外）について決定する。 (2) 避難の実施 避難の実施にあたり、人員が不足する場合には、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導を行う。 外に徒歩で避難する場合は、利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりする者がいないように、ロープなどを使う。 ①施設内で避難できる場合 利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に活用して、職員が協力して利用者の安全確保にあたる。 ②施設外に避難する場合 i) 避難経路・場所の決定等 あらかじめ定めている避難経路・避難場所から災害の状況に応じて、具体的な避難経路・避難場所を決定する。 避難誘導に際しては、避難場所位置、経路、避難方法、誘導従事者等

	を具体的に示して実施する。 ii) 避難実施にあたっての留意事項 ア) 避難にあたっては、必ず靴を履く。 イ) 移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。 ウ) 傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊の恐れのあるものには近寄らない。 エ) いったん避難したら施設の安全が確認できるまで再び中に戻らない。 ③車両を置いて避難する場合 できるだけ道路外の場所に移動して置くのが理想です。やむを得ず道路上に置いて避難する場合は道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めてサイドブレーキをかけ、キーをつけたままにします。また、窓は閉めた状態で、ドアのロックもせずに避難します。当然のことながら避難のために車両を使用せず、人の通行や災害応急対策の実施を妨げるような場所に駐車しない。
--	---

③風水害が起きたときの対応

項目	対応方法
風水害・土砂災害のおそれがある場合	(1) テレビ、ラジオ、インターネット等により、大雨情報や土砂災害、台風の情報を収集する。 (2) 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。(台風が通過している最中や雨が強く降っている時は外の様子を確認することは避ける。) (3) 看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険な物はあらかじめ倒しておくか、撤去する。 (4) 出入り口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面のガラスを保護する。 (5) 浸水の恐れがある建物では、必要に応じて、食糧、衣類、寝具等の生活用品を上階へ移動するほか、土嚢、止水版などを設置する。 (6) 利用者に対し定期的に正確な情報を提供し、動揺や不安を解消するとともに避難準備等の適切な行動がとれるようにする。 (7) 職員の参集基準に従い、従業員の参集を行う。 (8) 火元の点検、電熱器具を切る、火器使用の制限等 (9) 必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認

避難誘導	(1) 避難指示 避難に関する判断基準や市町村の発令する避難情報等を踏まえ、避難決定をした場合は、利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。 (2) 方法 ①職員が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。 ②施設内にいた職員及び利用者がいることを確認したうえで、災害の状況に応じ避難訓練であらかじめ想定していた避難場所に避難させる。 ③浸水状況下での避難のみならず、状況に応じ垂直避難を考慮する。 (3) 利用者の確認 安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者がいないか確認する。
被害状況の確認	避難者の様子を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。
避難所等への避難後の対応	(1) 利用者等の確認 避難場所についたら、利用者の安否及び状況等を確認する。集団で避難中にはぐれた者がいないかなどを確認する。 (2) 負傷者への手当て・病院への搬送 避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか確認を行う。 (3) 健康管理 被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。 (4) 家族等への連絡引継ぎ 被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

④各事業での対応

・安否確認は当日に支援をしている方を優先的に行います。

活動区分	事業所内	野外活動時	送迎時
安全確保	その場での利用者と職員の安全確保		
緊急避難	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる	危険な場所から離れる

緊急連絡と安否確認	家族への連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡	事業所に利用者と職員の状況を連絡
緊急点検と応急措置	事業所被災状況及びライフラインの確認 応急介護	応急救護	応急救護

サービス利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を迅速に行っていくこと。

安否確認後は、利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、他の手段も検討する。帰宅にあたっては、可能であれば利用者家族の協力も得る。

④－ 4 職員が出社・帰宅時間帯に発災時の対応

（出社時）原則、自宅待機又は自宅に戻る。職場に近い場合は職場へ。

（帰宅時）原則、職場内待機又は職場に戻る。自宅に近い場合は自宅へ。

・駅等にいる場合は、公共交通機関等の指示に従う。長時間行き場がない場合は、避難所等へ避難する。

・職場以外の場合は、必ず事業所に連絡する。

④－ 5 職員の勤務外の発災時の対応

活動区分	勤務外の対応
発災直後	身の安全を確保 危険な場所から離れる 避難
緊急連絡と安否確認	各自の非常時参集レベルとその時の状況を踏まえて、判断し行動をする。無理はしない。 ・自身または家族が負傷して救助を待つ場合 ・自宅が被災した場合 ・浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合

災害が起きた時に携帯電話等が利用できない場合は災害伝言ダイヤルや伝言版の活用
○NTT の災害用伝言ダイヤルサービス

・災害発生時（震度6以上の地震など）にはNTT の災害用伝言ダイヤルサービスが稼働します。

・伝言の録音 TEL 1 7 1 ⇒ 1 ⇒ (○●○) △▲△－□■□■ ⇒伝言を入れる⇒9

- ・伝言の再生 TEL 1 7 1 ⇒ 2 ⇒ (○●○) △▲△ー□■□■ ⇒伝言を聞く
- ・被災地の方は自分の電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を入力。
- ・ガイダンスにそって、入力してください。伝言は一件につき 3 0 秒以内です。

○携帯電話「災害用伝言板」

- ・登録 携帯電話 各社のトップメニューもしくはアプリから「災害時伝言板」へ入ります。「登録」を選択。コメント（1 0 0 文字以内）もしくは選択肢のチェックを入力します。
- ・確認 トップメニューもしくはアプリから「災害時伝言板」へ入る。「確認」を選択。相手の携帯番号を入力。伝言板を見る。他社の携帯や PC からは携帯会社のホームページから災害時伝言板へ入り、携帯番号を入力。E メール自動送信の機能があるため、事前にいくつかの連絡先を登録しておくとう便利です。災害時、登録した先には自動的に入力した内容が送信されます。

○災害用伝言板（web171）

- ・災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。また、登録したメッセージを通知※することもできます。
- ・震度 6 弱以上の地震発生時等にご利用できるようになります。震度 5 強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌する NTT 西日本または NTT 東日本が提供の判断を行います。提供を開始した時には、テレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じてお知らせします。<https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。

事業を通常通り継続できるかの判断と対応

初動対応が一定落ち着いたときに、事業を通常通り継続できるかの判断と対応を行います。事業を通常通り継続できないとなると大災害の業務継続計画の発動となります。

活動区分	活動内容
通常通り継続できるかの判断	「人の状況」利用者や職員の数 「物の状況」建物や設備や備品の状況 「周辺状況」ライフラインの状況
判断後の対応	① Y E S : 後片付け、通常業務再開 ② N O : 大災害対応発動

3. 大災害対応(BCP 計画発動)

大災害時の防災組織の担当と任務

担当	担当者名	任務
防災隊長	廣岡	事業の継続・休止・再開の判断 法人本部や行政との連絡調整 職員全体への配慮：職員確保やメンタルケア
防災副隊長	森田	財務・会計 復旧活動に必要な資源の確保 情報の整理・集約 帰宅できない利用者や職員への対応
通報連絡担当	児童指導員	利用者及び職員安否情報の再確認と発信 家族への連絡 内外の災害状況の確認 災害対応の状況の記録
安全防護担当	児童指導員	被災現場の片づけ、施設の補修
応急処置担当	児童指導員	利用者支援
避難誘導担当	児童指導員	利用者支援

重要業務の継続

S A：間断なく継続 A：24時間以内 B：3日以内 C：7日以内

利用者の生命維持や精神安定にかかわる業務

緊急度	業務名	停止による影響	必要な資源	実施ポイント
SA	支援マネジメント	状況の把握と対応が困難になる。	確認担当職員	利用者の状況確認 (自宅訪問) 職員や支援環境の確認と記録
SA	情緒安定 安心・安全の確保	情緒不安定	利用者支援職員と 支援環境	利用者が安心できる声掛け
SA	排泄ケア	情緒不安定 感染症	利用者支援職員 施設内トイレ 簡易トイレ	排泄場所の確保 羞恥心への配慮 清拭、着替え

			おむつ、水	
A	衛生・確保 管理	感染症・食中毒 の発生拡大	支援職員 消毒液、マスク、石 鹸、体温計、手袋、 袋	利用者や家族への 情報提供 マスクや手洗いの 実施、感染症対策
A	食事の提供・補水	栄養失調や脱水	利用者支援職員、 お湯、燃料、調理器 具、備蓄品	調理場所の確保

利用者の生活支援にかかわる業務

緊急度	業務名	停止による影響	必要な資源	実施方法
B	清潔保持	衛生状態悪化	利用者支援職員、 着替え、コップ、	口腔ケア 清拭 着替え
B	心のケア	情緒不安定 ストレス	利用者支援職員 心のケアに役立つ もの	利用者の様子確 認、状況に応じた 声掛けや遊びの工 夫
C	活動、作業、遊び、 運動の提供	情緒不安定 ストレス	利用者支援職員 活動に必要な備品	室内活動 室内遊び

事業種別ごとの重要業務

放課後等デイ
SA 情緒安定
SA 排泄ケア
衛生確保
C 送迎
C 活動

各事業の重要業務の継続

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
	2 名	3 名	3 名	3 名
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
対応できる利用者数	2	5	9	10
重要業務の基準	生命を守るため 必要最低限	医療的ケア・ 食事中心、その他は減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
活動の提供	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
送迎支援	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常	ほぼ通常
食事提供	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常

職員の状況確認

別紙の緊急連絡網を用いる

利用者の状況確認

別紙の緊急連絡先を用いて各家庭に連絡する

災害時各種対策

状況	対応方法
水道が止まった時	「飲料水」「生活用水」に分けて、それぞれ確保しておく 紙皿紙コップを用意し洗う手間を省く トイレ用に水を用意しておく
電気が止まった時	懐中電灯などを常備しておく
トイレが利用できないとき	プライバシーに配慮した簡易トイレの設置 汚物やゴミの保管場所を決める
通信障害が発生し麻痺しているとき	簡易充電器を用意しておく 複数台のスマホやタブレットを準備しておく 固定電話 1 台、事業所携帯、個人スマホ(LINE 可)
システムが利用できないとき	・浸水リスクに対応して電子製品を高い場所に置く ・クラウドサービスを契約してネット上に保管 ・紙ベースの書類も可能な限り電子データに変換して

	保存する ・避難時に持ち出す重要書類を事前に決めて保管場所を特定しておく
--	---

復旧対応

破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように別紙の施設の破損個所確認シートを整備します。

情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

利用者や職員の状況報告はエクセルで作成した台帳を障害福祉課等自治体への報告や避難所を通じた応援要請の際にご活用ください。

情報公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載します。

被災状況の公表などなら可能

4. 地域貢献

被災時の職員の派遣や福祉避難所の運営をする場合は記載します。そのほか、ご自身の事業所で地域連携・共助に関することで必要があれば計画に盛り込んでください。

（１）被災時の職員の派遣

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームとしての登録を検討しましょう。

介護福祉士などの資格を持っている職員が管理者しかいないので災害派遣福祉チームとしての登録は難しい

出勤可能職員のための派遣なら可能

（２） 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載しましょう。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておきましょう。

利用者の家族や利用者の顔見知りの地域住民の方なら受け入れ可能
福祉避難所としての指定は出来ません

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進めましょう。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておきましょう。

住居として住んでいないので必要な物資の確保などは難しい。施設の整備などは倒壊防止装置をつけるなどで対処していく。

(別紙※1)備蓄品リスト

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	☐ テレビ ☒ ラジオ ☐ タブレット ☒ ファックス ☒ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☒ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☒ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☒ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☒ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料
施設内の 一時避難	☐ 水（1人あたり <u>1ℓ</u> ） ☐ 食料（1人あたり <u>食分</u> ） ☐ 寝具 ☒ 防寒具 ☐ 発電機 ☐ 燃料 ☒ 着替え
要配慮者	☒ おむつ・おしりふき ☒ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき ☐ おやつ ☐ おんぶひも
衛生用品	☒ ウェットティッシュ ☒ ゴミ袋 ☒ タオル ☒ マスク ☒ アルコール
その他	☒ （お茶 2ℓ、500ml）

(別紙※2)職員利用状況確認票

			職員台帳・職員状況確認票					
平時に作成	災害時に確認							
氏名	本人の安否確認	自宅の状況	備考	家族の安否	備考	出勤可否	確認日付	

(別紙※3)利用者状況確認票

平時に作成	災害時に確認						
氏名	本人の安否確認	家族の安否	自宅の状況	現在の状況	備考	確認日付	

(別紙※4)利用者緊急連絡表

氏名	保護者氏名	住所	緊急連絡先

(別紙※5)職員緊急連絡網

